

貴族院議員・麻生太吉の誕生

原口，大輔
九州大学：特任講師

<https://doi.org/10.15017/4475426>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 36, pp.59-76, 2021-03-25. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】 貴族院議員・麻生太吉の誕生

原 口 大 輔

はじめに

本稿は、麻生太吉（一八五七～一九三三）の貴族院議員時代の活動を検討することで、貴衆両院にまたがる多額納税者議員の政治活動の一面を明らかにすることを目的としている。筑豊の炭坑資本家として名高い麻生は、明治四四年（一九一〇）から大正一四年（一九二五）の二期一四年間、多額納税者議員として貴族院議員を務めた。そもそも麻生は、伊藤博文が立憲政友会を組織するにあたり、井上馨の勧めにより、貝島太助・伊藤伝右衛門・中野徳次郎・蔵内次郎作などとともに政友会に入会していた¹。そして、明治三二年の補選に当選し、短期間ではあるものの、一期の間、衆議院議員を務めていた。多額納税者議員選出後、麻生は政友会所属のまま貴族院院内会派・研究会に入会することとなった。この点について、『麻生太吉翁伝』は左のように説明する。

【資料一】

翁が貴族院議員に当選するや茶話会・幸俱樂部・土曜会や研究会等

孰れも翁の門を叩いてその入会を勧誘したが、筑前藩主黒田長成侯は、太田書記官を派して翁が研究会に入る事を勧説はれ努めたので、翁も意を決して、研究会の決議と政友会の決議と相容れざる場合は絶対服従の義務なき特例を設けて、遂に研究会に入り、此旨原政友会総裁に通じて同会の所属となった²。

麻生が貴族院議員を務めた大正期の貴族院は、山県有朋の影響力が強いといわれた幸俱樂部の勢力が、第二次大隈重信内閣成立以降低減する一方、同時期に幸俱樂部と提携していた子爵中心の院内会派・研究会が次第に勢力を拡張していく時期であった。そのため、明治末より各派は新たに選出された議員を積極的に自会派へ勧誘し、あるいは会派同士の場合連衡が続いていた³。一方、第一次・第二次西園寺公望内閣の内相を務めた原は、安定した議会運営のためには貴族院対策が必要不可欠であることを痛感し、首相となった後は、当時の最大会派である研究会との提携を成立させ、貴衆縦断を実現させることとなったことはよく知られている⁴。

そのような時期に貴族院に在籍した麻生の政治活動については、伝記の叙述を除けば、筆者が史料整理時の解題で簡単に触れたのみである。そこでは、【資料一】を踏まえ、「今回改めて史料が活用可能となったことをきっかけに、貴族院議員・太吉の動向について検討する必要がある」と課題を言及したままであった。⁵⁾ 顕彰的な性格の強い「麻生太吉翁伝」の記述は改めて検討する余地がある。

説明の順番が前後してしまつたが、多額納税者議員とは、「各府県ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者」(貴族院令第一条第五項)のことで(大正一四年の改正で北海道が追加され定員も増加)、任期は七年、その選出方法は貴族院多額納税者議員互選規則(明治三二年勅令第七九号)で定められた。互選人は一五名と定められ、府県知事がその名簿を発表する(第八条)。多額納税者議員は貴族院の中心を占める有爵者議員・勅選議員に比すれば少数であり、彼らの存在は貴族院内部で低く見られてきた。加えて、多額納税者議員は、その互選人名簿が「戦前期日本の経済的支配階級のあり方」を明らかにするために検討されてきた⁶⁾こともあり、政治史への位置づけが不十分であったが、近年は互選の様相や当選後の院内会派入会の過程、さらには具体的な政治活動にまで踏み込んだ研究へと進展しつつある。⁸⁾ そこで、本稿は九州大学附属図書館付設記録資料館寄託「麻生家文書」や他の関係史料をもとに、多額納税者議員としての麻生の活動を検討する。かかる試みは、麻生個人の政治活動を跡付けるのみならず、多額納税者議員の役割の一端を明らかにすることができる。さらに、同じく筑豊御三家の一つで、衆議院議員、貴族院議員(男爵議員)を務めた安川敬一郎と比較検討する材料を提供することともなろう。⁹⁾

以上の問題関心をもとに、本稿は、①麻生の互選と研究会入会、②政友会との関係の二点について、さしあたり明治四四年の貴族院議員選出から大正七年の二度目の互選までを対象に分析する。

一、研究会と政友会とのほざまで

(一) 研究会への入会

本節では、麻生太吉が貴族院議員に互選され、院内会派・研究会に入会する過程を見ていく。前稿解題と重複する部分もあるが、本稿全体の検討のために必要であることを予め断っておく。

明治四四年(一九一〇)六月一〇日、互選の結果、麻生は多額納税者議員に選出された。麻生は自身の選出について、「本店出頭、貴族院議員候補者之儀ハ、店員皆賛成ニ付承諾ノ事ニ決定ス」と事前に店員に報告し、「庄野氏ニ右承諾ノ旨申答タリ、但競争者アレバ相断候旨申置キタリ」と、互選人の「全会一致」当選が必要不可欠と考えていた。¹⁰⁾ 実際、八名が出席投票、七名が代理投票、麻生自身は投票を棄権した結果、麻生は一四票の満票で当選した。¹¹⁾

議会開設から四度目を迎えた多額納税者議員互選だったが、議会政治の進展につれ、その存在感は各派を牽引する有爵者議員や勅選議員に比して埋没していた。『福岡日日新聞』は、麻生の当選を報じた日に、社説で多額納税者議員の奮起を求めている。いわく、「有体に云へば、吾国の貴族院に於ける多額納税議員は、政治的要素の意味よりして甚だ曖昧の態度を取り、人民側の意見を代表すと云ふにもあらず、又貴族的階級に就くと云ふにもあらず、相合すれば一大勢力を為すに足るべき頭数を有

するに拘はらず、首領も無く団結も無く何等其存在を社会に承認せしむべき行動無きは、吾人が甚だ吾多額納税議員の為に取らざる所なり」とその政治活動の曖昧さを厳しく批判する。そこで、「吾多額納税議員の如きは、他の貴族院議員に対し比較的人民と密接するものにして、貴族院中人民より選ばれたる唯一の団体なりと云はざるべからず」と、その選出が〈地域〉によっていることを自覚し、多額納税者議員が、「己等の勢力の効能を社会に識認せしむる」ことを希望すると論じた。麻生がかかると社説に目を通したかは不明だが、貴族院議員となった麻生にとって、いかなる院内会派に所属するかは、その政治活動を全うするうえで重要な選択となってくる。

当選した麻生のもとには早速各派から入会の勧誘が届く。当選後に届いた一連の書簡・書類などを綴った簿冊が「麻生家文書」内に二点確認できる。一点目は、「明治四十四年六月起 其一 研究会関係書類」(以下、「研究会書類」と略記)、二点目は、「明治四十四年六月起 其一 貴族院議員関係書類」(以下、「貴族院書類」と略記)である。内容はそれぞれ【表1】、【表2】の通りである。以下、その内容を検討していく。なお、出典が右簿冊の場合、「【表1】 1」のように文中に表記する。

六月一四日、最初に「此際貴族院議員中有志者即ち黒田侯爵其他ヲ以テ組織スル研究会へ御加入被成下候様誠実希望仕候」と書簡を送ったのは研究会の五辻治仲であった(【表1】 1)。五辻は、研究会所属の旧福岡藩主・黒田長成(侯爵・貴族院副議長)の名を出して勧誘しようとした。五辻は旧藩主・旧藩社会の関係を説得材料にしたものと思われるが、麻生は「平民」であり、黒田家の旧臣と言える立場ではないので、これがどの程度効果的だったかは不明である。「麻生太吉日記」を見る限りで

【表1】「明治四十四年六月起 其一 研究会関係書類」(「麻生家文書」747-75-4) 内史料一覧

表題	年月日	内容	備考
1 麻生太吉宛五辻治中書簡	(明治44年) 6月14日	研究会入会勧誘	伊藤博邦名刺同封
2 研究会審部属	明治44年 3月	人名一覧	1に封入
3 研究会審査規定			1に封入
4 研究会々員表			1に封入
5 麻生太吉宛五辻治仲書簡	(明治44年) 7月2日	研究会入会勧誘	
6 五辻治仲宛麻生太吉書簡案文	(明治44年) 7月18日		
7 麻生太吉宛三島弥太郎ほか4名書簡	(明治44年) 9月29日	研究会入会勧誘	
8 麻生太吉宛研究会常務委員通知書	明治44年10月17日	入会承認	
9 研究会審査幹事通知書	(明治44年) 11月2日	部属希望調査	
10 太田峰三郎宛麻生太吉書簡案文	(明治44年) 10月13日	研究会決議拘束について	
11 太田峰三郎宛書簡案文	(明治44年) 10月19日	特例認可確認感謝	
12 二条基弘ほか3名宛書簡案文	(明治44年) 10月19日	入会断り	
13 三島弥太郎ほか2名宛書簡案文	(明治44年) 10月19日	入会希望	
14 麻生太吉宛封筒		中身なし	封筒裏：研究会常務委員
15 研究会審査幹事宛書簡案文	(明治44年) 11月24日	内閣部編入希望	
16 演説草稿		衆議院議員選挙法中改正法律案に関して	
17 研究会規則			
18 研究会審査規程			
19 研究会審査部属			麻生太吉入会后
20 研究会主趣書			
21 第二十八回帝国議会報告書			

注1) 番号と表題は行論の都合上、仮に付したものである。
 注2) [] は封筒消印・内容より筆者が推定したものである。

【表2】「明治四十四年六月起 其一 貴族院議員関係書類」(「麻生家文書」第38回帝国議会-8) 内史料一覧

	表 題	年 月 日	内 容	備 考
1	多額納税者議員互選候補者一覧			
2	麻生太吉宛寺原長輝通知書	明治44年4月19日	互選名簿配布	
3	貴族院多額納税者議員互選名簿			
4	麻生太吉宛寺原長輝通知書	明治44年6月2日	投票日通知	
5	貴族院議員多額納税者議員互選々 挙会順序			
6	麻生太吉宛寺原長輝書簡	[明治44年]6月20日	江木よりの書簡転送	
7	茶話会人名			6に同封
8	麻生太吉宛江木千之ほか1名書簡	[明治44年]6月16日	茶話会入会勧誘	6に同封
9	幸倶楽部規約			6に同封
10	幸倶楽部人名表			6に同封
11	茶話会人名			6に同封
12	江木千之宛麻生太吉書簡案文	[明治44年]7月19日	入会勧誘お礼	
13	麻生太吉宛安楽兼道書簡	明治44年7月5日	交友倶楽部入会勧誘	
14	交友会々則			13に同封
15	交友倶楽部会員			13に同封
16	安楽兼道宛麻生太吉書簡案文	[明治44年]7月18日	入会勧誘お礼	
17	麻生太吉宛二条基弘書簡	明治44年6月21日	土曜会入会案内	
18	二条基弘宛麻生太吉書簡案文	[明治44年]7月18日	入会勧誘お礼	
19	麻生太吉宛下条正雄書簡	[明治44年]6月28日	幸倶楽部入会勧誘	
20	下条正雄宛麻生太吉書簡案文	[明治44年]7月18日	入会勧誘お礼	
21	麻生太吉宛鳥越貞敏書簡	[明治44年]7月18日	研究会入会勧誘	
22	貴族院庶務課通知書	明治44年9月29日	鉄道乗車証郵送	
23	麻生太吉宛貴族院事務局通知書	明治44年9月30日	領収証記名捺印の件	
24	麻生太吉宛貴族院事務局通知書	明治44年9月29日	写真帳作成のため写真送付を乞う	
25	麻生太一宛貴族院書記官通知書	明治44年9月29日	陸軍大演習見学者募集の件	
26	麻生太吉宛徳川家達葉書	明治44年9月29日	10月12日晚餐招待	
27	新聞切抜		「各派交渉会問題」など	
28	徳川家達宛電報頼信紙	[明治44年]10月13日	晩餐会欠席謝罪	
29	原敬宛書簡案文	[明治44年]10月19日	研究会入会報告	
30	太田峰三郎宛麻生太吉書簡案文	明治44年12月8日	貴族院議事速記録配布希望申し出	
31	麻生太吉宛貴族院庶務課会計係通知書	明治44年11月	歳費支給のため印鑑用紙作成願ひ	
32	太田峰三郎書簡	明治44年12月2日	貴族院議事速記録配布希望者募集の件	
33	貴族院庶務課会計係通知書	明治45年1月27日	議員上京旅費支払領収書の件	
34	太田峰三郎宛麻生太吉領収証草稿	明治45年	上京旅費16円11銭領収書草稿	
35	太田峰三郎書簡	明治45年5月7日	朝鮮・中国視察希望議員募集の件	
36	貴族院庶務課宛麻生太吉書簡案文	明治45年5月11日	朝鮮・満州・中国視察旅行随行希望	
37	麻生太吉宛太田峰三郎書簡	[明治45年]5月18日	視察旅行旅費補助の件	

注1) 番号と表題は行論の都合上、仮に付したものである。

注2) [] は封筒消印・内容より筆者が推定したものである。

はあるが、この時期までの麻生と黒田との接点は見当たらない。ただし、会派の勧誘にそのような「旧誼」が用いられたことは、貴族院という組織を考えるうえで重要な点である。それから約一か月後の七月一八日、麻生は五辻に対して、「目下当撰せし迄にて入会諸否可申上時期ニ達し居不申、何れ議會開会迄ニハ上京拝顔之上何分之御挨拶可申上候」と返事を出し、態度を保留した〔表1〕6。当選直後の麻生は、所属する会派をどうするか考える時間が必要だったと思われる、茶話会〔表2〕8、12）、幸俱樂部〔表2〕19、20）、交友俱樂部〔表2〕13、16）、土曜会〔表2〕17、18）といった各派の勧誘に対しても同様に七月一八、一九日にかけて一斉に保留の旨を返答していた。

しかしながら、七月一八日というタイミングには理由があった。というのも、七月一八日、麻生の前任者（福岡県選出多額納税者議員）・鳥越貞敏（研究会）が、麻生に対して「小生義都合ニ拠り研究会に入会致居候縁故ニテ、今回貴殿之御当撰に拠り同会よりは非貴兄之御入会ヲ相談致呉トノ事ニ有之申候間、拙者より御相談申上候」といった書簡を送っていた〔表2〕21。同じ選出区だからといって前任者と同じ会派に入る必要性はないのだが、麻生はこの鳥越の勧誘を重く見たと思われる。そして、結果を先取りすることになるが、鳥越が研究会所属だったことが、麻生が研究会に入会する決定打として他会派の断り文句となった〔表1〕12。

とはいえ、鳥越の書簡からさらに二か月近く麻生は態度を明確にしなかった。徐々に議會開会も近づいてきたため、九月下旬、三島弥太郎など研究会の幹部が連名で改めて麻生に入会を求めてきた〔表1〕7。麻生の返事は不明だが、一〇月九日、研究会は常務委員会を開き、中原

光孚（男爵）、佐藤助九郎（富山県選出多額納税者議員）、麻生の三人の正式入会を通知したと報道された¹⁶。この間に麻生の方から入会の意向が伝えられたものと思われる。

しかし、政友会に所属する麻生は、研究会が決議拘束をしていることを不安視し、太田峰三郎貴族院書記官長に向けて、「徳義上所属之黨議ニ反するを得ず、研究会にハ斯る場合に於ける除外例ハ無之候とすれハ本件ハ将来大関係有之候条、其有無明白ならずしてハ入会を決し難き次第に有之候ニ付、甚た御手数に候得共其辺篤と研究会へ御交渉之上何分之御通報被成下度、右書面御依頼申上候」〔表1〕10）と書き送った。麻生は衆議院における政友会の黨議と研究会の決議が異なった場合、前者を堅持することは可能なのか、それを入会前に確認しておきたいと、太田を介して尋ねたのである。ただし、この間も麻生の入会手続きは進んでおり、一〇月一七日、麻生の手元に入会決定通知が届いていた〔表1〕8。太田からの返信は今のところ見当たらないが、一九日付で麻生が太田に出した書簡から太田の回答は推測可能である。すなわち、「研究会員として会の決議に於て政友会の黨議と異なる場合ハ自由意思ニ任ずるの特例有之存外御高庇ニ依り明了致し難有奉存候、就テハ此際同会へ入会致候間、重而御手数ニ候得共入会之手続御尽力被成下度」と〔表1〕11。決議拘束除外の「特例」を確認し、研究会への入会を最終決断した麻生は、「太田書記官長ヨリは内規相同ひ貰ひ候ニ付御勧誘ニ従ひ入会可仕候」と三島などに告げた〔表1〕13。この一連の確認は、原に対して、「先般御注意被成下候研究会入会之儀ハ太田書記官長へ依頼し同会之幹事へ交渉方依頼候処、回報に依れハ同会之決議ガ若し政友会之黨議ト相容れざる場合に於ても会員タル者ハ絶対に服従之義務なき特例ヲ相確

め候ニ付入会決定仕候」と報告しているごとく〔表2〕²⁹、原と相談していた結果であることが窺える。

以上、細かく見ていたが、麻生は院内会派を決定するにあたり、所属する政友会との兼ね合いを何より重視していた。研究会は明治三〇年から長らく多額納税者議員が所属しておらず、第二五議會より徐々に入会者が増えていた。一方、明治四三年に誕生した政友会系勸業議員の会派である交友倶楽部¹⁸に入らなかったことは、前任者・鳥越との連続性に配慮したとも言える。研究会の決議拘束の例外を認められることに成功した麻生だったが、早速その板挟みに対処しなければならぬ。研究会がやってくる。

(二) 第二八議會での活動

研究会は政務審査を分担するため、「内治」、「外交」、「軍事」、「財政」、「教育」などの部門を編成し、希望に基づき会員の割り振りを行っていた〔表1〕³。麻生が入会した当時は、内閣部、外務・司法、内務・文部、陸軍・海軍、農商務・通信の五部編成であり〔表1〕²、麻生は鉄道院の審議に携わることができたため、内閣部を希望し、配属された〔表1〕¹⁵。

明治四五年（一九一）一月二三日、上京した麻生は、前年末より開会していた第二八議會（通常会）貴族院本会議に出席し、一月三十一日には、研究会で橋本圭三郎大蔵次官より予算案の説明を受けるなど、貴族院議員としての活動を開始した。その後、二月上旬よりいったん福岡に戻り、三月一日再び上京し、そのまま会期末まで東京で過ごした。この間、麻生は一度も議会で発言をしていない。そのような中、第二次西園寺

公望内閣が提出した衆議院議員選挙法改正案に関して、早くも政友会と研究会とそれぞれ異なる決議を行ったため、麻生は選択を迫られることとなった。この改正案は、①議員定数を三八一名から最大四五〇名（当面は四三一名）に増員する、②大選挙区制を廃して原則として一人一区の小選挙区制を採用する、③新刑法の実施に伴い処罰規定並びに取締規定を整備する、の三点を主眼としたものであった。²³ 貴族院では衆議院議決案（政府案）が回付された当初より反対の機運が高まっており、貴族院の通過は厳しい状況と予想されていた。²⁴ そのため、原敬内相も法案の不分な点を承知したうえで、この議会では成立させないことを目指していた。とはいえ、原は貴族院特別委員会での審議で、小選挙区制導入の長所を、①多数代表主義の実現を可能とすること、②穏健な人物の当選を容易にすること、③賄賂の防止など取り締まりが容易であること、と述べていたが、特別委員会では回付案を小選挙区から大選挙区へと大幅に修正する案を可決し、法案は本会議へと戻された。

三月一日、麻生は研究会で「撰挙問題研究」に臨んだ。²⁵ 報道によると、この日、研究会内閣部・内務部連合部会において、三島より貴族院特別委員会での審議経過と小委員会での修正案作成について報告され、参加した部員は「一同之を是認し総て委員一任に決した」²⁶。一九日には研究会総会が開かれ、「全会一致を以て総委員会決議の通りと決」した。²⁷ しかし、研究会の規則には、「本会ノ決議ハ會員総テ之ニ従フモノトス但万止ムヲ得サル理由アリテ其決議ニ従フ能ハサルモノハ予メ其趣旨ヲ本会ニ陳述シ之カ認諾ヲ得可シ若シ至急ヲ要スル場合アル時ハ常務委員ニ協議ス可シ」（第八条）、「前条ノ認諾ヲ得タル場合ニハ其問題ヲ協議スル議席ヲ避クヘキモノトス」（第九条）という規定があり〔表1〕¹⁷、板挟

みとなった麻生はこれに従うことで政友会と研究会の双方に義理立てすることが可能となった。「研究会書類」には、その際に申し出たと思われる麻生の演説の草稿が綴られている。麻生はそこではっきりと「兼テ小選挙区制ヲ希望致シテ居リマシタ」と述べ、その理由は貴衆両院の議論で明瞭であるとし、「地方ノ内容モ御参考ニ供シタイ考デアリマシタガ、一地方ノミニテハ如何ト存ジマシテ、全国ノ統計ニ因ル積デアリマシタガ不慣ニテ其時期ヲ失シ只今御決議ノ次第二ナリマシタコトハ甚ダ遺憾ニ存シマスルカ致方モナイ次第」と議論の参考資料の準備が間に合わなかったことを詫びた。そのうえで、麻生は「地方ニ於キマシテ小選挙区制ヲ主張シテ居リマスル次第アツテ、立場トシテ甚タ困ツテ居ル次第デアリマスカラ、除外例ノ御免シテ願ヒマスル次第」と申し出たのである〔表1〕16。史料が残っていないため推測になるが、この申し出は恐らく受理され、麻生は三月二〇日に開かれた本会議で当該法律案（貴族院特別委員会修正案）に反対票を投じた。研究会からは、麻生の他に佐藤友右衛門、森田庄兵衛の両多額納税者議員も反対した。⁽²⁸⁾ちなみに、貴族院特別委員会修正案は二〇一対二八と大差で可決された（＝衆議院案否決）。議会終了後、作成日は不明ながらも、麻生は「第二十八回帝国議会報告書」なる小冊子を作成した〔表1〕21。その構成は、「一 総論」、「二 貴族院ノ組織及各団体」、「三 研究会ノ本領ト予ノ所属」、「四 予算並衆議院議員選挙法改正案」、「五 結論」であった。麻生は三において、「本来貴族院ハ衆議院ノ如ク政権ニ対スル私的觀念ナキヲ以テ国家ノ大局ニ処シテハ常ニ公正ヲ期シテ同一歩調ニ出ツ」と位置づける。そのうえで、研究会は「上院中最モ公正独立ノ主張ヲ發揮シ得ヘキ見地ニ居ル」と評価した。自らが研究会に入会した理由を説得させる議論と言え

る。一方、貴族院にも課題があり、五では、「惟フニ貴族院ノ事情地方人士ニ解セラレサレモノアリ、地方ノ情態亦貴族院諸子ニ知ラレサルモノナキヲ保セス、此ノ両者間ノ意思能ク疎通セサルノ結果、議案ノ濫発ハ偶々延ヒテ玉石俱ニ焚カルルノ因ヲ為スモ料リ難シ、豈国家ノ為メニ憂フヘキ事ナラスヤ」と、貴族院が〈地方〉の理解が不十分であることを指摘する。その問題を克服する重要な存在として、自身のような多額納税者議員が存在するという。いわく、「幸ニ多額納税議員者ハ地方ノ事情ニ通スルト同時ニ又貴族院ニ議席ヲ有ス、此ノ両者ニ跨ル地位ニ在リ、当ニ斡旋按排其ノ宜シキヲ得ムカ其ノ利益ヲ享受スル者蓋シ兩者ニ止マラサルヘシ、予不肖ト雖此ノ任ニ尽サムコトハ常ニ念トスル所ナリ」と。このような貴族院と〈地方〉をつなぐ多額納税者議員の役割は、麻生の当選翌日の『福岡日日新聞』社説（前掲）と通底するものがあつたと言える。とはいえ、第二八議会で議場で一度も発言せず、また決議拘束のある研究会の一員であることを鑑みると、麻生はその自認——貴族院と〈地方〉をつなぐ——を具体化させる回路をまだ見出していないことも事実であつた。なお、四において、麻生が貴族院本会議で反対票を投じた理由については何も言及していない。

会期終了後、四月一〇日午後六時、麻生は日本倶楽部で貴族院議員を招き、晩餐会を開いた。参加者・座席は〔図1〕の通りである。⁽²⁹⁾麻生は貴族院議員氏名一覧から招待する議員を選び、太田峰三郎貴族院書記官長をはじめとする貴族院書記官も招いている。麻生はホストとして招待状を發し、自ら出欠の連絡を受けていた。実施にあたり、麻生は宮田光雄貴族院書記官に招待者の席次について相談しており、宮田は、「來賓席次ハ全然爵位次第（貴族院席次ノ標準タル）ニヨルガ宜シキカト存申候」と

金子堅太郎 (子)
 徳川頼倫 (侯・純無)
 徳川慶久 (公・純無)
 徳川家達 (公・議長・純無)
 黒田長成 (侯・副議長・研)
 徳川達孝 (伯・扶)
 末松謙澄 (子)

柳原義光 (伯・扶)
 三島弥太郎 (子・研)
 酒井忠亮 (子・研)
 小早川四郎 (男・研)
 徳川厚 (男・木)
 黒田長和 (男・無)
 山田春三 (勅・研)
 下条正雄 (勅・茶)
 濱口吉右衛門 (多・茶)
 大田峰三郎※
 東久世秀雄※
 河井弥八※



毛利元忠 (子・研)
 牧野忠篤 (子・研)
 吉川重吉 (男・研)
 毛利五郎 (男・純無)
 清水資治 (男・無)
 藤田四郎 (勅・木)
 室田義文 (勅・木)
 高橋新吉 (勅・無)
 日高栄三郎 (勅・研)
 加納久宜 (子・研)
 宮田光雄※
 主人 (麻生太吉)

【図1】 明治45年4月10日晚餐会座席配置

典拠：「座席表」，「四月十日於日本橋倶楽部招待セラルベキ各位」(「麻生家文書」第38議会-34-1、第38議会-34-10)

- 注1) ※印は貴族院事務局職員。
 注2) 各議員の所属会派は、酒田正敏編『貴族院会派一覧——1890～1919——』(日本近代史料会、1974年)を参照。扶：扶桑会、研：研究会、茶：茶話会、無：無所属、純無：純無所属。
 注3) 金子堅太郎、末松謙澄は元貴族院議員。
 注4) 吉川重吉は当日欠席の連絡あり(「麻生家文書」第38議会-34-9)。

アドバイスしている。³¹⁾ これ以後、麻生は可能な限り、会期終了後に貴族院議員・貴族院事務局を招いた懇談会を開いている。このような懇親会の主目的は議会の慰労であるが、麻生は財力を活かし、そのような「場」を設けることで、各派の情報を収集し、あるいは人脈を拡げることが試みていた。

ちなみに、帝国議会議録検索システムを用い、一期目の麻生の発言状況について調べると次の三回であった。なお、本会議での発言はない。

①第三二議会(通常)決算委員第三分科会(陸軍省・海軍省)第三回(大正三年二月二〇日)では、海軍省管轄の舞鶴病院手術室暖房用の罐が「患者費」で支弁していた点、軍艦製造の監督者の旅費の点を会計検査院か

ら指摘されたことについて、予算費目のあり方について質問した。³²⁾ 続く、②第三九議会(特別)東洋拓殖株式会社法中改正法律案特別委員会第一回(大正六年七月二二日)では、「私モ賛成シマス」と会議進行にかかる発言のみで、審議内容に関する発言はなかった。³³⁾ 最後に、③第四〇議会(通常)大正五年度予備金支出の件(承諾を求むる件)外七件特別委員会第一回(大正七年三月二五日)では、物価騰貴のため鉄道院の運搬が超過したというが、収入も増加したのではないかと質問するも、会期末のため事実上質問を撤回した。³⁴⁾ この三点を見ると、会計費目や鉄道など、専門分野に近い議題について発言をしているが、審議の行方を左右したり、あるいは明確に政友会を利用するような内容を含んでいるわけではなかった。

(三) 政友会員として

(二)で見えてきたように、貴族院議員となつたのちも、麻生には政友会への帰属意識が強いことが確認された。そこで、(三)では貴族院議員第一期を対象に、政友会員としての動きを簡単に確認しておく。

大正元年(一九一一)一二月より開かれた第三〇議会(通常会)では、第三次桂太郎内閣に対して護憲運動が起こり、政界は混迷を極めていた。麻生は、新年より例年通り飯塚を中心に活動しており、年末年始の休会から議会が再開した後も上京していなかった。井上馨は貝島太助を介し、麻生の上京を促し、麻生も月末から二月上旬には上京する旨を話していたが、一月下旬より豆田坑の田地補償の対応や飯塚病院竣工準備に追われ、改めて貝島に上京ができないことを伝えていた。³⁵⁾ 突発的な経営問題に対処するため、議員活動が制限されていたことが窺える。

翌年の第三一議會（通常會）では、ジーマンス事件の責任をめぐり、貴族院は第一次山本権兵衛内閣の倒閣を目指して批判を繰り広げていた。研究会も山本内閣批判を強めていたなか、麻生は与党政友会への原敬内相のもとをひそかに訪問し、「海軍に対し評判甚だ悪しく又山本に対しては云ふに忍びざる悪評を研究会にてはなせり、且つ両院協議會となるも衆議院に譲りて成案を作らざる内議あり、右様の次第なれば国民党と我党との提携は將來の爲め尤も必要なりと云へり」と内報していた。³⁹結果的に、山本内閣は総辞職したため、麻生の動きは空振りに終わるものの、研究会に所属しつつ、政友会の利益のために動く麻生の行動原理がここでも見えてくる。

一方、井上は麻生や貝島など筑豊の炭坑資本家を政友会から切り離そうとしており、⁴⁰麻生らは対応に苦慮していた。⁴¹これは、大正政変以来、井上と政友会との関係が悪化していたためであった。⁴²この問題は、大正四年、第二次大隈重信のもとで実施された衆議院議員総選挙において、東洋殖産株式会社副総裁であった野田が井上の横槍によって立候補辞退へとつながった。この一連の過程はすでに野田卯太郎や永江純一の私文書を検討した先行研究によって明らかにされているが、⁴³この間、麻生は政友会福岡支部で野田を支援し、一方で井上からの圧力を受けていたことも『麻生日記』から分かる。⁴⁴政友会はこの総選挙で大敗したが、九月、井上は死去する。筑豊の炭坑資本家に強い影響力を保持していた井上の死去は、政友会のために動く麻生にとって、政治活動の「重石」が取り除かれることを意味していた。

二、二度目の互選

（一）互選規則の解釈問題

大正七年（一九一八）四月、目前に迫った多額納税者議員互選における互選人資格の解釈変更問題が突如現れた。⁴⁵これまで、多額納税者互選人の資格（貴族院令第一条第五項）は、土地及び商工業について直接国税を納付するものと規定され、従来政府では「商工業」を広義に解釈し、水産業も鉱業も「商工業」に包摂する業種と見做していた。ところが、宮崎県が互選人名簿を作成するにあたり内務省に照会した際、内務省は「水産業並に加工せざる鉱業は商工業の何れにも属せざるものと解釈を改め、其趣を各府県に通達」した。⁴⁶後述するように、「加工せざる鉱業」が麻生にも影響を及ぼすことになるのだが、その前に内務省側の解釈の変更について見ておきたい。⁴⁷三月五日、市来乙彦大蔵次官から水野鍊太郎内務次官宛に照会があり、「土地又ハ工業商業ニ対スル所得納税額ニハ左記所得ニ対スル所得税額ヲ算入セサルモノナリヤ」として、「俸給、給料、手当ノ類」、「漁業ノ所得」、「鉱業ノ所得」の三種を挙げた。これに対して、水野から市来に宛てられた三月二五日付回答では、「俸給給料手当ノ類及漁業ノ所得ニ対スル納税額ハ算入スヘキモノニアラスト存ス、鉱業ノ所得ニ対スル納税額ニ付テハ加工セサルモノニ対スル分ヲ除クノ外算入スヘキモノト存ス」と解釈が示された。そこで、内務省地方局長は各地方長官に向けて「貴族院多額納税者議員互選資格中納税額決定方ノ件通牒」を發し、「漁業ノ所得ニ対スル納税額ハ算入スヘキモノニアラス」、「鉱業ノ所得ニ対スル納税額ニ付テハ加工セサルモノニ対スル分ヲ除外スヘキモノトス」の二点と、その理由として、「漁業及鉱業ノ中加工ヲ要セ

サル石炭採掘ノ如キ又ハ自己ノ採掘セル鉱物ヲ其仮販売スル場合ノ如ク是等原始産業ニ属スルモノハ商工業ニ属セサルモノト被認⁵¹ことを通知した。

右の解釈の結果、「漁業界の覇王」と称され、大日本水産会理事であった宮崎県選出職議員の日高栄三郎(研究会⁵²)は、漁業収入にかかる納税額が認められず、すでに補選を含め三回当選したにもかかわらず、互選人の資格を失う見込みとなった。先に取り上げた宮崎県の照会は日高の資格問題に端を發していた。この措置を受けて、日高はさまざま研究会幹部に相談し、研究会は、「解釈の余りに狭義に失し而も従来の慣例を無視するもの」と内務省・法制局に抗議した。これに対して、有松英義法制局長官は、内務省が非公式にもかかわらず、「公文上鉱業或は加工せざる鉱業より生ずる所得税は商業或は工業の税と見る能はざるが如き解釈を漏らせしより卒爾に其適否を言明するは職責に関するを以て」保留と弁明した。⁵³

日高はこの解釈変更により、麻生の鉱業収入にかかる所得も認められず、互選人資格を失うと考えたため、すぐさま麻生にもその旨を通知し、「今一度御奮起被為在候様切望⁵⁴」した。当初、麻生は自身は該当しないと思っていたようであり、新聞記事で自分の名前が出たことに驚き、「貴紙ニ貴族院議員資格ノ記事アリ、自分ハ地租ト所得税ニテ資格ヲ有シ鉱業税ハ算入セズ、又其筋ヨリ何等通牒ニ接セズ、間違ナラン御調べ願フ」といったごとく、各新聞社や野田、日高に事実関係を含めた照会を求めていた。⁵⁵ 実際、麻生は工業所得税を除いても納税額が約五二四一円(表3)と福岡県で第一位相当であり(後掲【表4】)、解釈が変更されても互選人資格は喪失しない見込みであった。⁵⁶

【表3】大正7年麻生太吉納税額
(単位:円)

総 税 額	65,521.040
工業 所得 税	60,279.000
地 租 額	2,778.830
商業 所得 税	502.000
土地 所得 税	1,756.000
商 業 税	204.740

典拠:「麻生家文書」た-13
注1) 合計値が合わないところもあるが、史料の数値をそのまま記載した。

定ノ趣旨カ貴族院多額納税者議員ノ資格中ニ漁業又ハ鉱業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ヲ包含セシメサルニ在リシモノトモ解シ得ラレサルニ非ス」と、かなり苦し紛れながらも内務省の解釈に一応の理解を示す。しかし、「商業等ノ用語ハ常ニ必スシモ同一義ニ用ヰラルルモノニ非スシテ、其ノ包含スル意義ハ法令ヲ異ニシ場合ヲ異ニスルニ從ヒテ同シカラサルモノアリ」とその解釈に幅があるとし、そのため、「従来ノ実例ニ依ルニ漁業又ハ鉱業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ガ多額納税者議員ノ資格ヲ有スル者トシテ取扱ハレタルコトアルノミナラス、之ニ付異論ナカリシ事実ハ偶以テ貴族院令ノ工業商業ノ文字カ一般ニ如何ニ解釈セラルルカヲ推論スルニ付テノ参考資料ヲ供スルモノノ如シ」と、これまでの運用通り、漁業や鉱業による所得に伴い多額の直接国税を納付した者が互選の資格を有することは問題なく、また、「貴族院令制度ノ精神ヨリ推スモ漁業又ハ鉱業ニ従事スル者ヲ一般商工業ニ従事スル者ト區別スヘキ理由甚タ乏シ」と結論付けた。⁵⁷ この答申は同日付で閣議決定され、翌日内務大臣へ通牒、六日には各地方長官へと伝達された。この結果を受けて、研究会や野田から麻生のもとへ事情経過が報告された。⁵⁸ 解釈は「復旧」し

解釈をめぐる混乱の中、四月四日、有松は寺内正毅内閣総理大臣に解釈問題に関する答申を行った。⁵⁹ それによれば、「漁業又ハ鉱業カ工業商業中ニ包含セラレスト解スルハ一般ノ用語例ヨリ見テ一応ノ理由」があり、「漁業又は鉱業ハ一般ノ商工業ト状態ヲ異ニスルコト多キヲ以テ貴族院令制

たものの、唐突な解釈変更を行おうとした水野次官への批判は相次ぎ、あわせてその「被害者」たる日高と麻生の名も結果的に知れ渡ることになった。⁽³⁷⁾ただし、この段階において、麻生は再選を目指す意思を固めていたわけではなかった。

(二) 再選に向けて

解釈問題が一段落した四月一三日、研究会幹部の青木信光、前田利定が麻生のもとを訪問し「貴族院再撰ノ件ニ付勸誘」した。⁽³⁸⁾麻生は返事を明確にしていなかったと思われ、前田は、「過日御邸へ参向之節縷々青木子と御願申上候通り何卒今一度御奮起被成下候様奉懇願候」と再選出馬に向けて念押しをしている。続けて前田は、「殊ニ貴台が候補者として適良なりと仰せられ候松本氏とやらは多額納税資格者中ニ相見へ不申、或は多額資格者に番狂はせ有」るのかと尋ねており、⁽³⁹⁾麻生は二期目の当選を目指さず、松本健次郎に譲る考えを持っていたことが窺える。ただし、前田が指摘する通り、松本は互選人名簿に名前がなく、資格を有していなかった。

そのような中、安川敬一郎は政友会の高橋光威より、元衆議院議員（政友会）で博多協会（政友会系）の太田清蔵が多額納税者議員選出の希望を有していることを告げられた。⁽⁴⁰⁾安川は原のもとを訪れ、太田の意向を伝えたところ、原は「麻生にして辞するの意あらば太田の推薦を望」むと述べた。⁽⁴¹⁾以後、安川は情報収集に動き回る。五月五日、安川は太田と面会し、「麻生氏継続の希望あらは、固より競争の意を有せざるは勿論なるも、若し固辞の意あらは推薦を乞ひ度」と考えていることを確認した。⁽⁴²⁾翌日、浜の町別邸で麻生と面会した安川は、再選の意思の有無を問うたと

ころ、麻生が「初起ですら余儀なくせられたるに過ぎず、況や今回をや」と答えたので、太田の希望を告げたところ、麻生は異議なしと応答した。そこで、互選人同士で「当撰を競争に決するを好まずとて、近來帰來すへき野田卯太郎に筑後地方撰挙人の意思を衝くべき」ことを約束した。しかし、その直後、高橋からの電話で、野田が明日再選の勸誘をするはずと伝えられた安川は、「野田・麻生間に何等か兼約せしにはあらざる歟、多少麻生の余ニ対へしハ表面を装ふにはあらざる歟」と、麻生の態度に疑いを抱くこととなった。⁽⁴³⁾七日、安川は麻生に拙速な質問を行ったことを堀三太郎に謝罪し、太田には、野田が関与している以上、自身の容喙はできないと断った。安川の意を受けた堀は、十二時半博多駅到着予定の野田のもとに向かったが、行き違いとなり、この日、安川と堀は野田の真意を聞くことができなかった。⁽⁴⁴⁾

五月一日、麻生は野田と多額納税者議員選挙の件を話し合い、「土斐崎君円満ノ撰挙アレバ無此上、此際ハ慎身スルノ外ナキ旨」と申し出た。⁽⁴⁵⁾土斐崎三右衛門とは、早良郡壱岐村の地主、壱岐銀行頭取、福岡県農工銀行監査役、十七銀行監査役などを歴任した人物である。麻生は互選人の満場一致で土斐崎を選出すべきと考えていたものの、「慎身スルノ外ナキ」と野田の説得に身をゆだね、再選の決意を固めることとなった。野田は政友会福岡支部の面々と協議のうえ、福岡を出発した。⁽⁴⁶⁾麻生も再選に向けて「円満ノ解決」を堀に依頼した。⁽⁴⁷⁾また、太田と面会した安川は、「是ニ関与するの不快」とこの問題から距離を置くことを決意している。⁽⁴⁸⁾

しかし、その後も太田の攻勢は続き、松永安左衛門、山口恒太郎と共に野田を訪問し、自身の出馬について談判した。「太田清蔵翁伝」によると、「地元で翁を推薦する空気あり、同年五月二十七日、その立候補運動

支持のため、博多の有志太田勘太郎、野村久七郎（県会議員）、田中昌吉郎、古森真太郎、牟田口宗七、安川伊三郎、足立次右衛門（以上前元市会議員）、中村清次郎および大熊朝次郎の諸氏上京、勝柳館に投宿して、それぞれ手を分ち運動するところあり」と述べられている。五月二八日、政友会総務会に出席した野田は、原に麻生と太田の件を報告したものとされる。そして、この問題は政友会総裁である原の裁定に一任されることとなった。⁽⁷²⁾このような福岡県の候補者選定の混乱は目立つものだったように、『福岡日日新聞』では、政友会は「成るべく現議員再選の方針を執り地方の事情之を許さざるものに対してのみ新顔を推薦する意向」、「本部は大体の方針を定めて一切地方支部に一任する事とし」ていた旨が報じられていた。⁽⁷³⁾この方針は、再選の意向を示していた麻生にとっては追い風であった。ただし、このような新聞報道を見てか、麻生のもとには、「六月十日之件ハ十二分之御注意被遊候事トハ信シ候も尚一入注意ニ注意を加へ安心御授致度候、油断ハ大敵ニ候、恭謙ニシテ御情ヲ求め事前ニハ短気決テ御無用ニ候、福岡ハ近来安心ナラス」といった忠告も送られていた。⁽⁷⁴⁾

六月四日、原は野田、森田正路など福岡県出身代議士の立ち合いのもと、「太田派の博多協会」と協議し、この問題に「裁定」を与えた。⁽⁷⁵⁾原は、「初め太田清蔵が若し現任麻生太吉にして再び出づる考なきに於ては自分候補に立ちたしとの事なりしが、福岡支部に於て協議の結果麻生を勧誘せしに麻生再び候補に立つと云ふに付、太田等も此議に参し福岡市の多額納税者に説きたるに反対者多く、又博多協会にても反対にて、太田を推挙すべしと激烈に主張せしに因り事面倒とな」ったが、最終的に、原は「太田並に麻生の面目を立つる為め、此際無条件にて麻生を挙ぐべし

と裁定」することに決し、「一同承服」したと日記に記した。⁽⁷⁶⁾原や野田は、妥協を強いられた博多協会に対して、「貴族院議員候補妥協の招宴二列ス」など、フォロワーも忘れていなかった。⁽⁷⁷⁾その後、新聞でも「福岡県多額納税議員選挙に關し福岡政友会支部は麻生太吉氏推薦説に対し同派の一部に於て太田清蔵氏を擁立するものありて多少の曲折ありたるが、四日福岡より山内範造、森田正路両代議士上京し同夜某所に於て原総裁、野田総務と会見し、結果総裁の仲裁にて太田氏の推薦を断然中止し支部一致して麻生氏を推すことに協定せり」と報じられ、後は互選当日を迎えるだけとなった。

六月一〇日、互選の結果、麻生は多額納税者議員に再選した。⁽⁷⁸⁾互選人名簿は「表4」の通りである。ところが、開票結果の記事によると、互選人一五名中九名出席投票、四名代理投票、二名欠席棄権（うち一名は麻生本人）の結果、麻生に一二票、太田に一票投じられた。「反麻生」とも言えるこの一票が誰によるものかは不明である。ちなみに、麻生が投票を棄権した理由は、中野徳次郎が危篤との連絡を受け、病床に向かったためであった（中野は六月一〇日死去）。⁽⁷⁹⁾

当選した麻生は、新聞紙上で次のような談話を発表した。⁽⁸⁰⁾「実を申せば私の様に時代後れの者が而かも二回迄も引続き此光栄を専らにすると云ふ事は甚だ恐縮の次第で、当初此事がボツ／＼噂に上りかけた頃私は今回は御辞退申上げる積りでした」と、当初は再選の意思がなかったが、「其後段々時日の立つに随ひ先輩の諸君から起否は我々に一任せよと云ふ事で、有資格者一般の和協上其が善と云ふ事であるならば兎も角一任して、私は唯謹慎して居る事に為ようと申して居た位でしたが、斯く当選の光栄を担つて見れば、今更互選諸君や先輩諸氏の御同情の厚きに感謝

【表4】大正7年多額納税者議員互選人名簿（福岡県）

	名 前	納税額（単位：円）				職業	住 所
		地 租	所得税	営業税	合 計		
1	麻生太吉	2,778	62,537	204	65,521	工	飯塚町
2	三好徳松	622	22,419	-	23,042	工	遠賀郡
3	中野徳次郎	1,161	14,172	-	15,333	工	嘉穂郡
4	野村久次	1,743	8,397	7,171	11,868	商	福岡市
5	佐藤弥吉	92	10,654	560	11,307	商	久留米市
6	安川清三郎	1,031	7,130	2,110	10,273	工	戸畑町
7	中野金次郎	117	7,686	-	7,803	工	門司市
8	太田清蔵	3,722	2,618	89	6,430	商	福岡市
9	立花寛治	3,088	2,820	-	5,908	農	山門郡
10	荒津長七	89	5,624	-	5,714	商	福岡市
11	富安猪三郎	1,305	2,733	574	4,613	工	三井郡
12	陣山律蔵	2,376	1,900	265	4,542	農	京都郡
13	山本豊吉	516	3,764	-	4,280	工	福岡市
14	土斐崎三右衛門	3,267	856	-	4,123	農	早良郡
15	湯村元之	858	2,508	513	3,879	商	三池町

典拠：「多額納税者議員互選人名簿」『時事年鑑』大正9年版所収（渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成』Ⅳ〔柏書房、1985年〕）

注1）納税額は円以下切り捨てのため、合計額と一致しない箇所がある（原本注）。

注2）職業中、林業・漁業は商に、鉱業は工として取り扱った（原本注）。

注3）同年鑑大正7年・8年の名簿は納税額合計しか記載されていないため、種別の分かる大正9年版を複製に採用した（上記『資料集成』解説）。

する外ありません」と、改めて自身の再選が周囲の勧説によったことを強調した。麻生が再選を躊躇していた理由としては、自身が「時代後れの者」で、土斐崎に後を譲りたいと考えていたと表向き述べている。ともあれ、今回の福岡での互選は、候補者の調整、混乱の終結まで一貫して

政友会内部での「選挙」であり、慎重に評価しなければならぬが、政党が多額納税者議員の選挙に相応の影響力を有していたことを示すものと言えよう。

西尾氏によれば、今回の改選の結果、親政友会系の多額納税者議員は交友倶楽部に加わったのに対し、茶話会は親憲政会系を明らかにしつつあったという。改選後の研究会は、麻生のような政友会系だけでなく、憲政会系、中立派の多額納税者議員が所属する状況となった。ちなみに、先述の日高は落選した。

おわりに

本稿は、明治四四年（一九一〇）六月に多額納税者議員に選出され、大正七年（一九一八）六月に二度目の互選が行われるまでの貴族院議員・麻生太吉の政治活動とその特徴について検討してきた。本稿の成果を簡潔にまとめると、麻生は、①院内会派・研究会に所属しつつも、それ以上に政友会への帰属意識が強いこと、②衆議院議員の経験の有するがゆえに、多額納税者議員が貴族院と（地方）とを結ぶ回路たらんとしたこととの二点にまとめられる。しかし、②に関する具体的な行動は、議場での発言を含め、研究会所属議員という観点からはほとんど見当たらず、麻生は政友会員として①の行動に比重を置いていたと言える。これは、一期目の大半が非政友会内閣であったこと、また、活動の拠点が東京ではなく福岡・飯塚であったという点も大きかっただろう。また、①に関して付言すると、麻生は大正四年（一九一五）の総選挙時における野田の立候補問題では積極的に活動するものの、同七年での自身の再選には

消極的で政友会の意向ありきというように、自らが前に出る政治活動よりも、一歩下がった調整役を志向していたことが窺える。

本稿冒頭で紹介した、麻生が多額納税者議員に当選し、研究会に入会する経過を述べた【資料一】は、「麻生家文書」の史料群に裏付けられていることが明確となった。このことは、『麻生太吉翁伝』を編む時点で、麻生家では一部史料がある程度整理され、閲覧することが可能だったことを意味する。ただし、実際はもう少し込み入った事情があったことも本稿で示した通りである。『麻生太吉日記』では上京中の政治活動に関する記述がほとんど欠落しているため、麻生の政治活動についての検討は、このように「麻生家文書」中の他の史料に頼ることが必要不可欠である。「麻生家文書」の整理は半ばであるため、今後、より具体的な政治活動や政治構想を示す史料が発見される可能性も否定できない。

さて、紙幅の都合上、本稿では麻生の二期目である原敬内閣以降の活動について検討することができなかった。この点に関して、『麻生太吉翁伝』では次のように述べられている。

在任中は各常任及特別委員となり、特に鉄道敷設法案には最も力を注いで毎年委員となり、表面演壇には立たなかつたが背後にあつて尽力する処頗る多大であつた。かくて翁が貴族院議員二期間の中最も大なる力を致したのは、貴族院の研究会と政友会とを握手させる為、所謂地下百尺の働きをなした事である。従来研究会は、飽くまで是々々々を以て終始して来たが、政友会は内閣を組織した際、如何にしてもその政策の実現が期せられぬので、後の通信大臣野田卯太郎氏は原総理の旨を含んで、研究会との握手を画し、予て親交ある麻生翁に之を托し、翁は研究会の中に在つてこの両者の接近に尽

瘁する処多かつた。斯くて翁の努力は遂に空しからず、年ならずして両者は堅く握手し、其後政友会の政策は無事貴族院を通過するに至つた⁸⁵。

ここでは、原内閣期と研究会の提携や鉄道敷設法改正案審議⁸⁷において麻生が大いに貢献したこと、そして麻生の再選に尽力した野田の存在が強調される。実際、麻生は原内閣と研究会の橋渡しを積極的に試み⁸⁸、また鉄道敷設法改正案の特別委員会でも複数回発言している。このような政治活動は当然政友会を利用する意味を有しているが、麻生にとって②を実現させる重要なものだったのでないだろうか。その具体的な活動については別稿で検討したい。

注

- (1) 麻生太吉翁伝刊行会編『麻生太吉翁伝』(同会、一九三五年)、一四三頁。
- (2) 前掲『麻生太吉翁伝』、一四三、一四四頁。ちなみに、麻生が貴族院議員になった時の政友会総裁は西園寺公望であるため、「原政友会総裁に通じて」という点は誤りである。
- (3) 内藤一成『貴族院と立憲政治』(思文閣出版、二〇〇五年)。
- (4) 貴族院側からの研究として、西尾林太郎『大正デモクラシーの時代と貴族院』(成文堂、二〇〇五年)、内藤一成『貴族院』(同成社、二〇〇八年)など。
- (5) 原口大輔「議員時代の麻生太吉」(『石炭研究資料叢書』第三七輯、九州大学記録資料館、二〇一六年)。
- (6) 例えば、大槻功「両大戦間期茨城県の経済的支配階級存在形態——貴族院多額納税者議員互選人名簿を中心に——」(『茨城大学政経学会雑誌』

第五号、一九八八年)など。

- (7) 初期議会期の事例として、百瀬孝「第一回貴族院多額納税議員選挙について——明治二三年東京府の場合——」(『日本歴史』第四六〇号、一九八六年)、小林和幸「初期議会の貴族院多額納税者議員の所属党派について——山田莊左衛門関係文書」を通じて——(『青山史学』第三七号、二〇一九年)、大正七年の互選を取り扱った、前掲西尾『大正デモクラシーの時代と貴族院』、大正一四年の貴族院令改正とその直後の互選を取り扱った、同『大正デモクラシーと貴族院改革』(成文堂、二〇一五年)、伊藤寛崇「岩手県下の大正十四年貴族院多額納税者議員選挙」(『岩手史学研究』第九八号、二〇一七年)、同「東北六県における大正十四年貴族院多額納税者議員選挙——新聞報道に見る選挙戦の実態——」(『秋大史学』第六三三号、二〇一七年)、同「新潟県下の大正十四年貴族院多額納税者議員選挙」(『皇學館史学』第三三三号、二〇一八年)など。
- (8) 例えば、初期議会期における個別の多額納税者議員を取り扱った先行研究として、小林和幸「初期貴族院多額納税者議員の政治的位置づけ——澤原為綱の活動と多額納税者議員の団体「同志会」——」(犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』(吉川弘文館、二〇〇五年))。
- (9) 政治家としての安川については、有馬学「企業家の政治活動における(国家)と(地方)——安川敬一郎と大正前期の政界——」、季武嘉也「貴族院議員・安川敬一郎——「実際家」の普選法案反対活動——」(有馬学編『近代日本の企業家と政治——安川敬一郎とその時代——』(吉川弘文館、二〇〇九年))などを参照。
- (10) 麻生太吉日記編纂委員会編『麻生太吉日記』第一卷(九州大学出版会、二〇一二年)、明治四四年六月六日条、一六七頁。以下、『麻生日記』と略記する。
- (11) 「多額納税議員互選」『福岡日日新聞』明治四四年六月一日付朝刊。

- (12) 「多額納税議員の改選」『福岡日日新聞』明治四四年六月一日付朝刊。
- (13) 九州大学附属図書館付設記録資料館寄託「麻生家文書」七四七—七五四。以下、本稿では「麻生家文書」を出典とする場合、「麻生家文書」を省略し、史料番号のみを記す。
- (14) 第三八回帝国議会一八。
- (15) 旧藩主・旧藩社会の関係については、内山一幸『明治期の旧藩主家と社会——華土族と地方の近代化——』(吉川弘文館、二〇一五年)を参照。
- (16) 「研究会常務委員会」『東京朝日新聞』明治四四年一〇月一〇日付朝刊。
- (17) 明治三〇年(一八九七)、第二回多額納税者議員の改選後、彼らは「有爵者間を主体とした会にも、又勅選議員ともなじめないものが多かった」ため、新たに多額納税者議員だけの団体・丁酉会を発足させたものの、政治団体としての活動力には乏しく、次回の改選時(明治三七年)を機に解消したという(一般社団法人尚友倶楽部編『貴族院の党派研究会史 明治大正篇(復刻版)』(芙蓉書房出版、二〇一九年)、二〇八頁)。
- (18) 藤田裕介「交友倶楽部の成立と貴族院」(原田敬一編『近代日本の政治と地域』(吉川弘文館、二〇一九年))。
- (19) 『麻生日記』第一卷、明治四五年一月三日条、一八〇頁。
- (20) 『麻生日記』第一卷、明治四五年一月三日条、一八二頁。
- (21) 『麻生日記』第一卷、明治四五年三月一日条、一八四頁。
- (22) 帝国議会議事速記録については、国立国会図書館帝国議会議録検索システム(<https://teikokuigikai.ndl.go.jp/#/>)を利用した。
- (23) 概略としては、衆議院・参議院編『議會制度百年史 帝国議会議史 上巻』(大蔵省印刷局、一九九〇年)、五二八、五二九頁を参照。政友会側に着目した代表的な研究として、三谷太一郎「増補 日本政党政治の形成——原敬の政治指導の展開——」(東京大学出版会、一九九五年(初版一九六七))。

- (24) 同法案の貴族院側審議を詳細に検討したものととして、前掲西尾『大正デモクラシーの時代と貴族院』、四一～四八頁。以下、断らない限り、西尾著による。
- (25) 『麻生日記』第一巻、明治四五年三月一五日条、一八五頁。
- (26) 「選挙法と研究会」『東京朝日新聞』明治四五年三月一六日付朝刊。
- (27) 「選挙法と研究会」『東京朝日新聞』明治四五年三月二〇日付朝刊。
- (28) 「第二十八回帝国議会貴族院議事速記録 第十二号」、明治四五年三月二〇日、二三二頁。この時の採決では、木曜会が中心となり、各派に所属する多額納税者議員が反対に回っていた。ちなみに、前掲「貴族院の会派研究史」は、決議拘束の「特例」となった麻生らの投票について何も言及していない(二五八～二六〇頁)。
- (29) 「座席表」(第三八帝国議会一三四―一)。
- (30) 「四月十日於日本橋俱樂部招待セラレベキ各位」(第三八議会一三四―一〇)。
- (31) 『明治四五年』三月二六日付麻生太吉宛宮田光雄書簡(第三八議会一三四―一二)。
- (32) 「第三十一回帝国議会貴族院決算委員第三分科会(陸軍省海軍省)議事速記録 第三号」、大正三年二月二〇日、二、三頁。
- (33) 「第三十九回帝国議会貴族院東洋拓殖株式会社法中改正法律案特別委員会議事速記録 第一号」、大正六年七月一二日、一〇頁。
- (34) 「第四十回帝国議会貴族院大正五年度予備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)外七件特別委員会 第一号」、大正七年三月二五日、九頁。
- (35) 『麻生日記』第一巻、大正二年一月二七日条、二〇〇頁。
- (36) 麻生の日記を読むと、「田地補償之件」(一月二七日)、「補償問題」につき地元から約七〇人が本店を訪問、「飯塚警察署より両三人出張」(二月五日)、豆田坑行き、補償の件(二月六日)、弁済方法協議(二月二五、二七日)、中村収税部書記より豆田分配所の件で取り調べを受ける(三月一四日)など、詳細は不明ながらも、結局三月まで対応に追われていた。
- (37) 飯塚病院は明治四三年八月に起工し、翌四四年に本館、病棟の建築が竣成した(前掲『麻生太吉翁伝』、三三三頁)。
- (38) 『麻生日記』第一巻、大正二年二月五日条、二〇三頁。
- (39) 原奎一郎編『原敬日記』第三巻(福村出版、一九六五年)、大正三年二月二八日条、三九六頁。第三一議会の貴族院については、原口大輔『貴族院議長・徳川家達と明治立憲制』(吉田書店、二〇一八年)第三章を参照。
- (40) 『麻生日記』第一巻、大正三年五月一〇日条、二四一頁、大正三年六月三日条、二四八頁。
- (41) 原奎一郎編『原敬日記』第四巻(福村出版、一九六五年)、大正三年六月一二日条、一〇頁、大正三年六月三〇日条、一五頁。
- (42) 有馬学「東拓時代の野田卯太郎」(秀村選三先生退官記念論文集刊行委員会編『西南地域の史的展開(近代編)』(思文閣出版、一九八八年)、季武嘉也『大正期の政治構造』(吉川弘文館、一九九八年)。
- (43) 前掲有馬「東拓時代の野田卯太郎」。
- (44) 『麻生日記』第一巻、大正四年二月二二日条、二九三頁、二月二五日条、二九四頁、大正四年三月一日条、二九六頁など。
- (45) この時実施された第五回多額納税者議員互選とその党派性については、前掲西尾『大正デモクラシーの時代と貴族院』、第四章を参照。麻生の再選問題についても簡単に触れられている(二六〇、一六一頁)。
- (46) 「内務省の没常識 多額議員の資格 水野次官の責任」『東京朝日新聞』大正七年四月六日付朝刊。
- (47) 以下、特に断りが無い限り、「貴族院令中工業商業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ノ中ニハ漁業又ハ鉱業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ヲ包含スルモノト解ス」(国立公文書館「公文類聚・第四二編・大正七年・第一巻」所収、請求番号・類〇一二六八一〇〇)。

(48) 東洋新報社編『大正人名辞典』(一九一七年、東洋新報社)、一六四八頁。

(49) 「多額資格疑義 漁業鉦業の所得税」『門司新報』大正七年四月六日付

(「御主人様貴族院議員資格一件二関スル書類」(た一三三))。

(50) 「両氏資格問題」『福岡日日新聞』大正七年四月五日付(前掲「御主人様貴族院議員資格一件二関スル書類」所収)。

(51) 「大正七年」四月四日付麻生太吉宛日高栄三郎書簡(「麻生家文書」書簡県外一三五八)。

(52) 前掲「御主人様貴族院議員資格一件二関スル書類」。

(53) 前掲「御主人様貴族院議員資格一件二関スル書類」。

(54) 前掲「貴族院令中工業商業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ノ中ニハ漁業又ハ鉦業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ヲ包含スルモノト解ス」。

(55) ちなみに、織田萬はこの問題に関して、「鉦山業及漁業は原始的産業である一面には商業的性質を有して居る、即ち有価物の運転によりて利益を獲得することが商業である以上是等の原始的産業も亦明かに商業といはねばならぬ、勿論商法の所謂商行為とは著しく其範圍を異にして居るけれども、自分は貴族院令の「商業」はそんなに狭い意味のものではないと信ずる、唯鉦業税には鉦区税と鉦山税の兩種を含み鉦区税の多額納税資格に算入すべからざることは勿論であるが、鉦山税及び漁業税は共に産出物の価格に応じて課税するもので、而も鉦山業者又は漁業者は其獲得せる天産物の売買を目的とするものであるから、之を商業所得として多額納税資格に算入するは至極妥当の措置なり」と解説している(「貴族院令の「商業」とは狭き意味のものにあらず 法学博士織田萬氏談」『大阪毎日新聞』大正七年四月五日付(前掲「御主人様貴族院議員資格一件二関スル書類」所収))。

(56) 「大正七年」四月八日付麻生太吉宛研究会常務委員書簡(書簡県外一三六二)、(大正七年)四月八日付麻生太吉宛野田卯太郎書簡(書簡県内一六二)。

(57) 例えば、「多額疑義解決」『読売新聞』大正七年四月七日付朝刊など。

(58) 麻生太吉日記編纂委員会編『麻生太吉日記』第二卷(九州大学出版会、二〇一二年)、大正七年四月一三日条、一三六頁。大正六年より研究会では

前田と青木が多額納税者議員選挙対策に当たっていたという(前掲西尾「天正デモクラシーの時代と貴族院」、一六三頁)。

(59) 「大正七年」四月二六日付麻生太吉宛前田利定書簡(書簡県外一三六四)。

(60) 北九州市立自然史・歴史博物館編『安川敬一郎日記』第三卷(同館、二〇一一年)、大正七年四月二二日条、二二三頁。以下、『安川日記』と略記。

(61) 『安川日記』第三卷、大正七年四月二五日条、二二三頁。

(62) 『安川日記』第三卷、大正七年五月五日条、二二六頁。

(63) 『安川日記』第三卷、大正七年五月六日条、二二六、二二七頁。

(64) 『安川日記』第三卷、大正七年五月七日条、二二七頁、「大正七年当用日記」(九州歴史資料館蔵「野田大塊文書」A一三〇)、大正七年五月七日条。以下「野田日記」と略記。

(65) 『麻生日記』第二卷、大正七年五月一日条、一四四頁、「野田日記」、大正七年五月一日条。

(66) 「野田日記」、大正七年五月二日条。

(67) 『麻生日記』第二卷、大正七年五月一日条、一四六頁。

(68) 『安川日記』第三卷、大正七年五月二四日条、二三一、二三二頁。

(69) 「野田日記」、大正七年五月二七日条。

(70) 阿部暢太郎編『太田清藏翁伝』(東邦生命保険相互会社五十年史編纂会、一九五二年)、二二二、二二三頁。

(71) 「野田日記」、大正七年五月二八日条。

(72) 「野田日記」、大正七年六月三日条。

(73) 「政友と多額改選」『福岡日日新聞』大正七年六月三日付朝刊。

(74) 「大正七年六月」四日付麻生太吉宛麻生観八書簡(書簡T七一八二二)。麻生観八(一八六五〜一九二八)は、豊後国日田郡日田で酒造業者兼掛屋

であつた草野丈右衛門・トモの五男として生まれた。観八は十二歳の時に玖珠郡内の酒造家麻生家に出仕し、同家当主麻生東江に見込まれ、その子豊助娘ミツと結婚し女婿となつた。観八と麻生太吉との関係は、麻生が九州水力電氣に取締役として入社した大正二年（一九一三）から続いていたという（『麻生日記』第二巻解説、四四六、四四七頁）。

(75) 「野田日記」、大正七年六月四日条。

(76) 『原敬日記』第四巻、大正七年六月四日条、三九八、三九九頁。

(77) 「野田日記」、大正七年六月五日条。

(78) 「福岡多額仲裁 麻生太吉氏決定」『読売新聞』大正七年六月六日付朝刊。ちなみに、『福岡日日新聞』同日付朝刊にも「福岡多額議員」という同文記事あり。

(79) 『麻生日記』第二巻、大正七年六月一日条、一五七頁。

(80) 「多額議員当選」『福岡日日新聞』大正七年六月一日付朝刊。

(81) 『麻生日記』第二巻、大正七年六月一日条、一五六頁。

(82) 「麻生太吉氏談」『福岡日日新聞』大正七年六月一日付朝刊。

(83) しかしながら、麻生が再選を躊躇した理由に、前年に麻生が主として動いていた東洋製鉄所香椎移転誘致の失敗が影響している可能性もある。すなわち、再選の決意した頃、麻生はこの問題に関して、「私は昨年末頃地方の一問題として喧しかつた東洋製鉄所を香椎に置かうと云ふ問題に失敗して諸方面の攻撃を甘受せねばならぬ様な立場に成り、甚しきは東鉄の重役を止めよとか貴族院を辞せよとか罵詈雑言の言辭さへ浴びせ掛けられた位」と振り返っている（「千客万来 多々羅河口浚渫 貴族院議員麻生太吉氏談」『福岡日日新聞』大正七年五月一五日付朝刊）。

(84) 前掲西尾『大正デモクラシーの時代と貴族院』、一七二―一七七頁。

(85) 前掲『麻生太吉翁伝』、一四四頁。

(86) 前掲西尾『大正デモクラシーの時代と貴族院』、第五章。また、玉井清『原

敬と立憲政友会』（慶應義塾大学出版会、一九九九年）、第一〇章も参照。

(87) 松下孝昭『近代日本の鉄道政策 一八九〇―一九二二年』（日本経済評論社、二〇〇四年）、第八章などを参照。

(88) かかる麻生の試みの一端を、原口大輔「密」になる政治家たち」（『法律時報』第一一六〇号、二〇二二年）で簡単に紹介している。